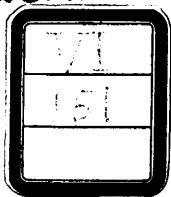


6	-	2
159		



大学の講座等に関する要項 案

大学は、大学基準等の三の定めるところに従い、その目的、使命を達成するためには必要な講座又は一級代る適当な制度を設けなければならぬ。

この要項は、各大学が専門学科の講座又は一級代る制度をいかように編成するかの目標を示したものである。

一、講座又は一級代る制度について

1. 講座又はこれに代る制度は、大学の構成及びその規模に応じて、その何れかを採用することに在るが、同時に教授上及研究上多種類と数量のものが設置されなければならない。
2. 講座は、教授上及び研究上必要を學問分野を亦含めて、専向体系によつて構成され、又必要に応じ二以上の講座を併用して学科制又は教室制をとつて行なわれる。

3. 講座による制度は、学科制とする。

学科制は、原則として教授上の必要から一概におくものとし、専向の系統により統合して学科制又は教室制をとるときは、できる。

二、講座制をとく大学

1. 大学院をおく大学は、原則として講座制をとくものとする。
2. 学科制をとく大学は、修士課程か、又は博士課程かをおくにより、大学学部としての基本講座に更に必要な講座を加えて編成する。
3. 講座制をとく大学で、学問研究上又は教授指導上必要があるときは、更に講座を増加し、又は講座の構成を拡張することができるものとする。

三、学科制による大学

1. 大学院をおかない大学は、原則として学科制をとくものとする。
2. 学科制をとる大学で、教授研究上必要があるときは、基本となる学科目の外に更に必要な学科目を加え、又は職員を増員することができるものとする。
3. 学科制は、教授指導上の必要に応じ、一般教育と専門教育とを一体として編成

月高
28

するものとする。

四 教員組織

講座に便するもの

1. 講座は、原則として教授、助教授、講師、助手及び補助員をもって構成する。
2. 講座は、概ね実験、非実験及び臨床の三種とし、その必要に応じて組織する。
するものとする。

講座は原貝として教機小二科を担当するよりであるが、上記を得て事務
があるときは、他の講座を担当する教員が兼任して、又は教機若一
くは講師が担当又は今担まることとなる。

4
名譜序。考其結緒。極萃前流。通鑑之才矣。

科	別	教	授	助教	機	助教	機	講	師	助	手	輔助員
非實驗講座												
實驗講座												
臨床講座												
一		一		一		一		一		一		一
一		一		一		一		一		一		一
一		一		一		一		一		一		一
一		一		一		一		一		一		一
四		二		二		二		二		二		二
上		下		上		下		上		下		上
五		六		七		八		九		十		十一
一		二		三		四		五		六		七

卷六

- (1) 講座の性質により、助教以下の職員数を増加し得る事と並び、
(2) 病院、農場、演習林等研究施設の専属職員は、本表に該當する。
学科に付するもの。

卷之三

- その教授、助教授、講師、助手及び必要があるときは補助員をもつて講義する。まことにし、学科別の性質又は学科の規模によつては、この種類の一科に一人二人と定めることとする。

3. 学科目制による教員数は、それがその学科目の授業時数を基礎とするものとする。

4. 学科目は教授、助教授又は講師がこれを担当するものとする。

%とし、学科の性質又は一般教育と専門教育との別により、この割合を増減することとするものとする。

助手及び補助員は、講座に準じ教室又は学科毎に必要数をおくものとす。

備考

- (1) 医学、歯学、薬學に関する学科用の教員組織は、講座に依るものが同様二十人。

五 単位又は授業時数

1. 講座組織による教授及び研究指導の場合、一講座の担当者即ち週授業時数は、凡そ十單位を下までは、其者を十二と算定する。

2. 講座に属する授業のうち、一講座に属するもの又、同一教員が二回以上同一授業を行ふ場合があるが、教員一人の毎週授業時数は、平均十二時間程度とする。

3. 学科用組織による授業の場合、教員一人が担当する毎週授業時数は、一講座にて平均十二時間、専門教育上おいて平均十時間程度とする。

4. 講座又は学科用を担当する教員は、三週に横すの授業時数の外に、単科の種類により、試験、報告、宿題等に対する準備、三週に亘りの授業時数とする。